

令和7年7月7日

内閣府特命担当大臣（こども政策）
三原 じゅん子 様

埼玉県知事	大野 元裕
千葉県知事	熊谷 俊人
奈良県知事	山下 真
和歌山県知事	宮崎 泉
佐賀県知事	山口 祥義

保育士の待遇改善に関する要望書

当五県においては、待機児童を解消するための取組や保育サービスの提供体制の整備を進める中、その受け皿として保育士の人材確保は喫緊の課題です。保育士は、他業種と比較し給与水準が低く、平均勤続年数も短い傾向にあります。こうした課題に対応するため、昨年度、国において、現行の子ども・子育て支援新制度としては過去最大となる保育士等の人工費の引き上げを行っていただいたことに感謝申し上げます。

さて、これまで、保育の公定価格の地域区分は市町村ごとに設定されており、隣接する都府県と比較して相対的に低く設定されている当五県では、東京都や大阪府、福岡県といった大都市に隣接しているため、給与水準の高い地域への保育士の流出を招いています。

一方で、昨年度の保育士配置基準の改定や、令和8年度から本格的に実施される「子ども誰でも通園制度」により、保育需要の更なる増加が見込まれます。

こうした状況の中、昨年8月の人事院勧告において、国家公務員の地域手当を都道府県単位で「大きくくり化」することや、級地区分の見直し等が示されました。国においては保育の公定価格の地域区分について、令和7年4月からの見直しは行わず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくこととされました。

今後、保育の公定価格の地域区分が従前どおり、国家公務員の地域手当に準拠して設定される場合、地域によっては都府県格差が今以上に拡大し、保育士の県外流出が更に進むことが懸念されます。こうしたことから、現在のような国家公務員の地域手当に準拠して設定するという考え方そのものが見直しの時期に来ているものと考えます。

そこで、保育の公定価格の地域区分の見直しにあたっては、例えば、都道府県の行政区域を越えて、通勤や経済活動等の圏域を考慮した区分や補正を設定することで、都道府県をまたぐ自治体間の大きな格差を解消することが可能と考えます。

期限ありき、結論ありきで議論を進めることなく、各県の意見を十分に考慮いただき、慎重かつ丁寧なご検討をお願い申し上げます。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、喫緊の課題である保育士の処遇改善を行うため、別記の事項について、国の責任と財源において特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 保育士の給与が他業種と比較し適切な水準となるよう、長時間の開所による変則的なシフト勤務や、多様な背景を持つ児童への対応など、職務の困難性を考慮した勤務実態に即した公定価格を定めること。また、確実に保育士の処遇改善を図るため、公定価格の人件費部分を明確にすること。
- 2 特に、隣接する自治体間で公定価格に大きな差が生じないよう、保育の公定価格の地域区分は国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、住民の県外就業率が高い地域においては就業先の地域区分との均衡や、都道府県域を越えた広域的な区分を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準を上回る単価設定とすること。
- 3 自治体の財政力によって保育サービスに地域格差が生じることがないよう、公定価格や各種補助制度において、全国統一的かつ総合的に、保育士の人材確保及び定着化の取組を強化・充実させること。